

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立住吉市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	ドライビュープリンター保守点検業務	機器保守	ケアストリームヘルス(株)	1,164,450	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	全身麻酔器並びに小児用人工呼吸器保守点検業務	機器保守	ドレーゲルメディカルジャパン(株)	1,435,350	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	MRI装置保守点検業務	機器保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	9,345,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	X線テレビ撮影装置保守点検業務	機器保守	(株)日立メディコ関西支店	1,050,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	医事関係業務	医療事務	(株)セラム	30,538,200	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	医事関係業務(その2)	医療事務	(株)セラム	14,681,100	平成25年8月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 特 名 理 由 書

## 1 業務名称

ドライビュープリンタ保守点検業務

## 2 契約の相手方

ケアストリームヘルス株式会社

## 3 随意契約理由

ドライビュープリンタは、院内のMRI装置及びCT装置の画像ネットワーク内に保存されている画像をフィルムにプリントするための処理装置として設置されている。

この装置は複数の画像診断装置の画像を同時に大量処理する機能を持っているが、それぞれの画像診断装置と同機との間でコンピュータ上の通信ができるよう配置されており、故障等が発生するとたちまち診療に支障をきたすことになる。また、この機器は「特定保守管理機器」に指定されており、保守点検、修理その他管理に専門的な知識及び技能が必要とされている。

一方、ケアストリームヘルス株式会社は、同機の製造メーカーである米イーストマンコダック社から独立したケアストリーム社の日本法人であり、ケアストリーム社は2007年にイーストマンコダック社から機器等の買い取り製造も行なっており、国内でコダック社製、ケアストリーム社製の機器等の保守点検、障害発生時の速やかかつ適切な処置を行なえる業者はケアストリーム社の日本法人であるケアストリーム株式会社のみであり、特名随意契約を行なう。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（経営）

（電話番号：06-6681-9925）

## 特名理由書

### 1 業務名称

全身麻酔器並びに小児用人工呼吸器保守点検業務

### 2 契約の相手方

ドレーゲル・メディカルジャパン株式会社

### 3 随意契約理由

全身麻酔装置並びに小児用人工呼吸器は高機能、高性能の機器で保守点検業務を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の人間が扱うことは殆ど不可能であるとともに、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についてもメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務についても製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任ある実施は不可能である。また、製造メーカーからも保守点検等について独占保守証明書も提出されている。

以上のことを考慮しドレーゲル社製の医療機器の保守点検についてはドレーゲル・メディカルジャパン株式会社以外にないので特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（経営）

（電話番号：06-6681-9925）

## 特名理由書

## 1 業務名称

M R I 装置保守点検業務

## 2 契約の相手方

G E ヘルスケア・ジャパン株式会社大阪支店

## 3 随意契約理由

M R I 装置は高機能の医療用機器で保守点検を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の者が扱うことは殆ど不可能であり、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についても特殊なものが多くメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務について製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任を負うことは不可能である。

これらのことから当機器の保守点検業務を確実にこなせるのは上記業者以外にないので特名随意契約での契約締結を行う。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（経営）

（電話番号：06-6681-9925）

## 特名理由書

## 1 業務名称

X線テレビ撮影装置保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社日立メディコ関西支店

## 3 随意契約理由

X線テレビ撮影装置は高機能の医療用機器で保守点検を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の者が扱うことは殆ど不可能であり、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についても特殊なものが多くメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務について製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任を負うことは不可能である。

これらのことから当機器の保守点検業務を確実にこなせるのは上記業者以外にないので特名随意契約での契約締結を行う。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（経営）

（電話番号：06-6681-9925）

## 特名理由書

## 1 業者名

株式会社セラム

## 2 案件名

大阪市立住吉市民病院医事関係業務

## 3 特名理由

上記業者は、平成 21 年 4 月 1 日から住吉市民病院における医事関係業務委託契約を締結している業者である。平成 25 年 3 月 31 日をもって同契約期間が満了となるため、平成 25 年度以降の契約締結に向けて平成 25 年 1 月 8 日に入札公示を行い、平成 25 年 2 月 7 日に開札を行った結果、株式会社セラムが契約候補者となった。

その後同業者は、平成 25 年 2 月 25 日の F A X 誤送信に起因する個人情報漏えい事故により、同年 3 月 12 日、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けることとなり、本件の入札に係る公示における、落札決定後契約締結までに当該措置を受けた者とは契約を行わない旨の定めに基づき、本件の契約相手先としての資格を喪失した。

よって、再度入札を実施し業者を選定することとしたが、再入札にあたっては、委託業務の着手日について、落札業者の要員確保及び新旧業者間での業務引継ぎに要する期間として、開札日から 3 カ月程度経過した時期に設定せざるを得ない。

一方で、医療サービスの提供を継続するためには、医療の後方業務の根幹をなす本件の業務を間断なく実施することが必要不可欠であり、委託業者の不在が許される状況にないことから、平成 25 年度期首から、再入札の対象とする委託業務期間の初日の前日までの間に限り、平成 21 年度から平成 24 年度までの長期間にわたって上記の事故を除き確実に業務を履行してきた上記業者と契約を締結する。(地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当)

なお、同業者は、上記事故の後、従業員教育の徹底や F A X 誤送信装置設置の検討等、同様の事故の再発防止に速やかに取組み、委託期間の満了まで確実な業務の履行に努めていたところである。

## 5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課(経営)

(電話番号: 06-6681-9925)

## 特名理由書

## 1 業者名

株式会社セラム

## 2 案件名

医事関係業務(その2)

## 3 特名理由

本案件は、従来平成 25 年 4 月 1 日からの契約締結実施を予定し、平成 25 年 1 月 8 日に入札公示を行い、平成 25 年 2 月 7 日に開札を行った結果、株式会社セラムが契約候補者となった。

その後同業者は、個人情報漏えい事故により、同年 3 月 12 日、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けることとなり、本件の入札に係る公示における、落札決定後契約締結までに当該措置を受けた者とは契約を行わない旨の定めに基づき、本件の契約相手先としての資格を喪失した。そのため、再度入札を実施し業者を選定することとしたが、落札業者の要員確保及び新旧業者間での業務引継ぎに要する期間として、開札日から 3 カ月程度は必要であること。

一方で、医療サービスの提供を継続するためには、医療の後方業務の根幹をなす本件の業務を間断なく実施することが必要不可欠であり、委託業者の不在が許される状況にないことから、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までの期間、平成 21 年度から平成 24 年度までの長期間にわたって上記の事故を除き確実に業務を履行してきた上記業者と契約を締結した。(地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当)その間、平成 25 年 8 月 1 日以降の契約締結に向けて、再入札の準備を進め、平成 25 年 3 月 18 日に改めて入札公示を行い、平成 25 年 4 月 18 日に開札を行ったが、応札者がなかったため、今一度入札し、業者選定されるまでの平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの期間、同上の同様の理由により、上記業者と引き続き契約を締結する。

なお、同業者は、上記事故の後、従業員教育の徹底や、同様の事故の再発防止に速やかに取組み、確実な業務の履行に努めているところである。

## 5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課(経営)

(電話番号:06-6681-9925)